

滋賀県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱

平成 17 年 7 月 1 日付け滋耕第 2125 号
最終改正 令和 4 年 4 月 1 日付け滋耕第 251 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、経営体育成基盤整備事業等の実施を契機として、将来の農業生産を担う、効率的かつ安定的な農業を営み、または営むと見込まれる者（以下「担い手」という。）へのより質の高い農用地の利用集積を促進し、もって生産性の高い農業構造の実現を図るため、調査・調整事業等を実施する事業主体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において規定する事業は、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号農林水産省農村振興局長通知）、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知）、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知）によるものとし、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 調査・調整事業

農業競争力強化農地整備事業実施要領の別紙 1 の別表 1 の区分の欄の 4 の事業種類の欄の(1)のイ、または農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領の別紙 1 の別表の区分の欄の 4 の事業種類の欄の(2)、または水利施設等保全高度化事業実施要領の別表 2 の区分の欄の 4 の事業種類の欄の(1)のイ、または農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 1 - 1 の運用 1 の別表 1 の区分の欄の 4 の事業種類の欄の(1)のイに基づき、市町、土地改良区または農業協同組合が実施する事業（以下「調整事業」という。）。

(2) 農業経営高度化促進事業（中心経営体農地集積促進事業）

農業競争力強化農地整備事業実施要領の別紙 1 の別表 1 の区分の欄の 4 の事業種類の欄の(2)、または水利施設等保全高度化事業実施要領の別表 2 の区分の欄の 4 の事業種類の欄の(2)のウ、または農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 1 - 1 の運用 1 の

別表 1 の区分の欄の 4 の事業種類の欄の (3) のアに基づき、市町が実施する事業（以下「促進事業」という。）。

(3) 耕地利用高度化推進事業

農業競争力強化農地整備事業実施要領の別紙 1 の別表 1 の区分の欄の 4 の事業種類の欄の (3)、または農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領の別紙 1 の別表の区分の欄の 4 の事業種類の欄の (3)、または水利施設等保全高度化事業実施要領の別表 2 の区分の欄の 4 の事業種類の欄の (3)、または農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 1-1 の運用 1 の別表 1 の区分の欄の 4 の事業種類の欄の (4) に基づき、市町が実施する事業（以下「耕地高度化事業」という。）。

(補助対象経費および補助率等)

第 3 条 前条に規定する事業に要する経費およびこれに対する補助率は、別表 1 に定めるとおりとする。

(補助金交付申請の手引き)

第 4 条 規則第 3 条の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとする。

- 2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方税消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないもの（事業主体に係る部分）については、この限りでない。

- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が定める日までとする。

(変更承認等)

第 5 条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第 2 号）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 経費の配分の変更

- ① 調整事業、促進事業ならびに耕地高度化事業の相互間の経費の額の流用
- ② 対象事業地区間の経費の額の流用

(2) 事業内容の変更

対象事業地区の新設、変更または廃止

- 2 事業主体は、事業が予定の期間内に完了しない場合、または遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由および遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指

示を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 事業主体は、規則第10条の規定による事業遂行状況報告書（別記様式第3号）を補助金の交付決定のあった年度の12月末日現在において作成し、当該年度の1月末までに知事に提出しなければならない。

2 第1項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業主体に対して事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告をしようとする事業主体は、実績報告書（別記様式第4号）により提出するものとする。

実績報告書およびその添付書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日または補助金交付決定のあった年度の末日のいずれか早い日とする。ただし、補助金の全額が概算払いにより交付された場合の提出期限は、補助金交付決定のあった年度の翌年度の5月10日までとする。

2 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 事業主体は、規則第15条の規定に基づき、補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第9条 事業を実施する事業主体は、補助事業についての収支簿および支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、補助事業完了年度の終了後5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第10条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認める時は、事

業主体に対して報告を求め、または職員にその事務所等に立ち入らせ、次の各号に掲げる帳簿書類その他の物件を検査させることがある。

- (1) 農業共済細目書
- (2) 農家基本台帳
- (3) 農用地利用集積計画の公告およびその関係書類
- (4) 作業受委託契約書等
- (5) 認定農業者としての認定証
- (6) 人・農地プラン
- (7) その他、各要綱・要領で規定する実施要件を満たすことを証明する書類

(電子情報処理組織による申請等)

第11条 事業主体は、第4条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく事業変更の申請、第6条の規定に基づく状況報告、第7条第1項の規定に基づく実績報告、同条第3項の規定に基づく仕入れに係る消費税等相当額の報告、第8条の規定に基づく概算払の請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。
- 2 「滋賀県土地利用調整推進事業補助金交付要綱」（平成3年11月5日付滋耕第1674号 滋耕第1471号）および「滋賀県農地流動化支援水利用調整事業補助金交付要綱」（平成6年11月9日付滋耕第1471号）に基づいてなされた手続きは、この要綱に基づいてなされたものとみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成13年10月5日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年11月1日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。
- 2 担い手育成基盤整備関連流動化促進事業実施要綱（平成9年10月8日付け9構改D第641号農林水産事務次官依命通知。）第6の1の(3)に基づき平成14年度までに採択された事業の実施地区においては、この要綱のうち平成14年11月1日に施行されたものを適用するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行し、平成 17 年度分の補助金から適用する。
- 2 従前に施行された要綱については、平成 17 年 7 月 1 日付けで廃止するものとする。ただし、それら従前に施行された要綱のうち、平成 14 年 11 月 1 日および平成 15 年 4 月 1 日に施行されたものに基づいてなされた手続きは、この要綱に基づいてなされたものとみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度分の補助金から適用する。
- 2 平成 17 年度までに、経営体育成基盤整備事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2199 号農林水産事務次官依命通知）①、②および③において対象と規定されている事業で採択された地区のうち、経営体育成基盤整備事業実施要綱④に基づいて推進事業、促進事業および耕地高度化事業が採択された地区については、この要綱においては平成 18 年度以降採択地区とみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度分の補助金から適用する。
- 2 平成 14 年度までに、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業実施要綱（平成 9 年 10 月 8 日付け 9 構改 D 第 641 号農林水産事務次官依命通知）において対象と規定されている事業で採択された地区については、この要綱のうち平成 20 年 4 月 1 日に施行されたものを適用するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度分の補助金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。
- 2 平成 25 年度までに、農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2091 号農林水産事務次官依命通知。）、農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 1931 号農林水産事務次官依命通知。）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知。）において対象と規定されている事業で採択された地区については、この要綱のうち平成 25 年 4 月 1 日に施行されたものを適用するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

| 事業 | 経費 | 補助率等 | 摘要 |
|-------------|------------------------------|--|--|
| (1) 調整事業 | 市町、土地改良区、農業協同組合が行う調整事業に要する経費 | 当該補助事業費の50%以内 ただし、中山間地域 ^{※1} については55%以内 農地中間管理機構関連農地整備事業により実施する場合については62.5%以内 ^{※2} | 調整事業に係る経費の限度額については、別表2に定める額を上回らないものとする。 |
| (2) 促進事業 | 市町が行う促進事業に要する経費 | 当該補助事業費の75%以内 ただし、中山間地域 ^{※1} については77.5%以内 | 促進事業に係る経費の限度額については、別表3に定める額を上回らないものとする。 |
| (3) 耕地高度化事業 | 市町が行う耕地高度化事業に要する経費 | 当該補助事業費の50%以内 ただし、中山間地域 ^{※1} については55%以内 農地中間管理機構関連農地整備事業により実施する場合については62.5%以内 ^{※2} | 耕地高度化事業に係る経費の限度額については、別表4に定める額を上回らないものとする。 |

※1 中山間地域の定義については、各国補助金・交付金実施要綱・要領によるものとする。

※2 農業者の費用負担が原則生じないように配慮するものとする。

別表2

| 対象事業の受益面積区分 | 事業費限度枠（千円） | 摘要 |
|---------------------|--------------|----|
| 60ヘクタール未満 | 1,500 × 実施年数 | |
| 60ヘクタール以上200ヘクタール未満 | 2,000 × 実施年数 | |
| 200ヘクタール以上 | 4,000 × 実施年数 | |

別表 3

| 算 定 式 | | | |
|---|-------------|-------|--------|
| 別表 1 の(2)の促進事業の助成限度額は、下記算定式による促進事業費と、生産基盤整備事業等にかかる農家負担額の、いずれか低い方の額とする。 | | | |
| 促進事業費＝実施要綱に規定する生産基盤整備事業等（以下「生産基盤整備事業等」という。）の総事業費×aの値 | | | |
| ただし、生産基盤整備事業等の総事業費には、農家負担のない工種に係る事業費は含まないものとする。 | | | |
| なお、当該事業の助成は、この助成限度額の範囲内において行うものとする。 | | | |
| [a の値] | | | |
| 区 分 | | a の値 | |
| | | 基 本 | 集約化加算* |
| 農業競争力強化農地整備事業実施要領の別紙 1 の第 10 の 7 の(1)、または水利施設等保全高度化事業実施要領の別表 3 の区分の欄の 1 に規定する中心経営体集積率 | 55%未満 | 0.000 | 0.000 |
| | 55%以上 65%未満 | 0.055 | 0.065 |
| | 65%以上 75%未満 | 0.065 | 0.085 |
| | 75%以上 85%未満 | 0.075 | 0.105 |
| | 85%以上 | 0.085 | 0.125 |
| ※中心経営体に集積する経営等農用地面積の 80%以上を集約化（面的集積）する場合 | | | |
| [a の値] | | | |
| 区 分 | | a の値 | |
| 農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 1-2 の第 8 の 8 の(1)に規定する中心経営体集積率 | 35%未満 | 0.000 | |
| | 35%以上 45%未満 | 0.035 | |
| | 45%以上 55%未満 | 0.045 | |
| | 55%以上 65%未満 | 0.055 | |
| | 65%以上 75%未満 | 0.065 | |
| | 75%以上 | 0.075 | |

別表 4

| 算 定 式 |
|------------------------------|
| 別表 1 の(3)の助成限度額は、下記によるものとする。 |
| 助成限度額＝生産基盤整備事業等の総事業費×0.02 |

様式第1号（第4条関係）

年度滋賀県農業経営高度化支援事業

- 調査・調整事業
- 農業経営高度化促進事業
- 耕地利用高度化推進事業

補助金交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名
発行責任者・担当者
氏名
連絡先

年度において滋賀県農業経営高度化支援事業（調査・調整事業、農業経営高度化促進事業、耕地利用高度化推進事業）（ 地区）について、補助金 円を交付されるよう滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1. 総括表

| 区 分 | 補 助 金 | 備 考 |
|-----|-------|-----|
| | 円 | |
| 合 計 | | |

- 2. 調査・調整事業 (様式1-1)
- 3. 農業経営高度化促進事業 (様式1-2)
- 4. 耕地利用高度化推進事業 (様式1-3)

(注)自治体にあつては担当者の氏名を、その他事業主体については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。

(様式1-1)

1. 事業の目的

2. 事業の内容

| 地区名 | 農家意向調査 | 土地利用調整活動 | 農用地流動化調整 | 農業機械利用再編 | 営農指導活動 | 活動結果の整理と対策検討 |
|-----|--------|----------|----------|----------|--------|--------------|
| | 延 日 | 延 日 | 延 日 | 延 日 | 延 日 | 延 日 |

3. 経費の配分

(1) 総括表

| 地区名 | 事業主体 | 補助事業に要する経費 (A+B+C+D) | 負担区分 | | | | 備考 |
|-----|------|-------------------------|-------------|------------|---------------|------------|----|
| | | | 県補助金 (A) | 市町費 (B) | 土地改良区費 (C) | その他 (D) | |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | |

(2) 内訳表

| 地区名 | 事業主体 | 費目 | 科目 | | 金額 | 用途内容 | 備考 |
|-----|------|----|----|----|----|------|----|
| | | | 節 | 区分 | | | |
| | | | | | 円 | | |
| 計 | | | | | | | |

- (注) 1 費目、科目欄には、農村振興局長が別に定める事務費の用途基準に準じて記載すること。
- 2 用途内容欄には、当該費目に係る額の用途内容 **また** は算出根拠が明らかになるように記載すること。
- 3 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入すること。

4. 事業完了予定 年 月 日

5. 収支予算

(1) 収入の部

| 区 分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 差引増減額 | 備 考 |
|--------------------|--------|--------|-------|-----|
| 県補助金 市町費 その他 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | |

(2) 支出の部

| 区 分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 差引増減額 | 備 考 |
|-----|--------|--------|-------|-----|
| | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | |

この予算は、 年 月 日招集の 議会（総代会）において議決されたことを証明する。（計上予定である。）

年 月 日

事業主体名
代表者名
発行責任者・担当者
氏名
連絡先

年 月 日

確約者 市町長名（代表者名）

(注)自治体にあつては担当者の氏名を、その他事業主体については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。

(様式1-2)

1. 事業の目的

2. 事業の内容

| 促進事業名 | 地区名 | 生産基盤整備 事業等の総事業費 A | 助成 割合 a | 促進事業費 総額 B | 農家負担 総額 C |
|-------|-----|-------------------------|---------------|------------------|-----------------|
| | | 円 | | | |
| 計 | | | | | |

| 助成限度額 D | Dのうち 交付済み額 E | Dのうち 未交付額 F = D - E | Fのうち 今回交付額 G | 補助金額 $H \leq G \times 3 / 4$ | 備考 |
|------------|--------------------|---------------------------|--------------------|---------------------------------|----|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | | |

(注) 1 Aには、生産基盤整備事業等の総事業費のうち、農家負担のない工種に係る事業費および地方事務費を含まないものとする。

2 aは、別表3で規定する助成割合とする。

3 Bは、 $A \times a$ をの助成限度額を上回らない額とする。

4 Dは、BとCのうちいずれか低い方の額とする。

5 BおよびHには、小数点以下の端数は含まないものとする。

3. 経費の配分

| 地区名 | 事業主体 | 補助事業に要する経費 (A+B) | 負担区分 | | 備考 |
|-----|------|---------------------|-------------|------------|----|
| | | | 県補助金 (A) | 市町費 (B) | |
| | | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | |

4. 事業完了予定 年 月 日

5. 収支予算

(1) 収入の部

| 区 分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 差引増減額 | 備 考 |
|---------------|--------|--------|-------|-----|
| 県補助金 市 町 費 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | |

(2) 支出の部

| 区 分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 差引増減額 | 備 考 |
|-----|--------|--------|-------|-----|
| | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | |

この予算は、 年 月 日招集の 議会（総代会）において議決されたことを証明する。（計上予定である。）

年 月 日

事業主体名
 代表者名
 発行責任者・担当者
 氏名
 連絡先

(注)自治体にあつては担当者の氏名を、その他事業主体については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。

(様式1-3)

1. 事業の目的

2. 事業の内容

| 地区名 | 生産基盤整備事業等の 総事業費 A | 推進事業費総額 B |
|-----|-------------------------|--------------|
| | 円 | 円 |
| 計 | | |

| Bのうち 交付済み額 C | Bのうち 未交付額 D=B-C | Dのうち 今回交付額 E | 補助金額 $F \leq E \times 3/4$ | 備考 |
|--------------------|-----------------------|--------------------|-------------------------------|----|
| 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | |

- (注) 1 Aには、生産基盤整備事業等の総事業費のうち、地方事務費を含まないものとする。
- 2 BおよびFには、小数点以下の端数は含まないものとする。
- 3 Bは助成限度額の $A \times 0.02$ を上回らない額とする。

3. 経費の配分

(1) 総括表

| 地区名 | 補助事業に要する経費 (A+B+C) | 負担区分 | | | 備考 |
|-----|-----------------------|-------------|------------|------------|----|
| | | 県補助金 (A) | 市町費 (B) | その他 (C) | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | |

(2) 内訳表

| 地区名 | 事業主体 | 費目 | 科目 | | 金額 | 使途内容 | 備考 |
|-----|------|----|----|----|----|------|----|
| | | | 節 | 区分 | | | |
| | | | | | 円 | | |
| 計 | | | | | | | |

- (注) 1 費目、科目欄には、農村振興局長が別に定める事務費の使途基準に準じて記載すること。
- 2 使途内容欄には、当該費目に係る額の使途内容または算出根拠が明らかになるように記載すること。
- 3 備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これまで減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入すること。

4. 事業完了予定 年 月 日

5. 収支予算

(1) 収入の部

| 区 分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 差引増減額 | 備 考 |
|--------------------|--------|--------|-------|-----|
| 県補助金 市町費 その他 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | |

(2) 支出の部

| 区 分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 差引増減額 | 備 考 |
|-----|--------|--------|-------|-----|
| | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | |

この予算は、 年 月 日招集の 議会（総代会）において議決されたことを証明する。（計上予定である。）

年 月 日

事業主体名
代表者名
発行責任者・担当者
氏名
連絡先

(注)自治体にあつては担当者の氏名を、その他事業主体については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。

様式第2号（第5条関係）

年度滋賀県農業経営高度化支援事業

（ 調査・調整事業
農業経営高度化促進事業
耕地利用高度化推進事業 ） 変更承認申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名
発行責任者・担当者
氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった滋賀県農業経営高度化支援事業（調査・調整事業、農業経営高度化促進事業、耕地利用高度化推進事業）（ 地区）の実施について、別紙理由書に記載した理由により経費の配分および事業計画の概要を変更し、[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、滋賀県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- (注) 1 上記「関係書類」とは、この要綱の別記様式第1号の様式に準じ、事業の内容および経費の配分について変更が比較対照できるよう、変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記述すること。
2 添付書類は、申請時以降変更のない場合は省略できる。

(注)自治体にあつては担当者の氏名を、その他事業主体については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。

様式第3号（第6条関係）

年度滋賀県農業経営高度化支援事業

調査・調整事業

農業経営高度化促進事業

耕地利用高度化推進事業

遂行状況報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名
発行責任者・担当者
氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった滋賀県農業経営高度化支援事業（調査・調整事業、農業経営高度化促進事業、耕地利用高度化推進事業）（ 地区）について、 月末日現在の事業執行状況を、滋賀県補助金等交付規則第10条の規定により報告します。

記

| 区分 | 実施計画 | | 出来高 | | 進捗率 B/A | 残高事業費 | 摘要 |
|----|------|------|------|------|------------|-------|----|
| | 事業費A | 県補助金 | 事業費B | 県補助金 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | % | 円 | |
| 計 | | | | | | | |

(注)自治体にあつては担当者の氏名を、その他事業主体については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。

様式第4号（第7条第1項関係）

年度滋賀県農業経営高度化支援事業

（調査・調整事業
農業経営高度化促進事業
耕地利用高度化推進事業）

実績報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名
発行責任者・担当者
氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった滋賀県農業経営高度化支援事業（調査・調整事業、農業経営高度化促進事業、耕地利用高度化推進事業）（ 地区）について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1. 総括表

| 区 分 | 補 助 金 | 備 考 |
|-----|-------|-----|
| | 円 | |
| 合 計 | | |

2. 調査・調整事業 (様式4-1)
3. 農業経営高度化促進事業 (様式4-2)
4. 耕地利用高度化推進事業 (様式4-3)

(注)自治体にあつては担当者の氏名を、その他事業主体については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。

(様式4-1)

1. 事業の目的

2. 事業の実績

| 地区名 | 農家意向調査 | 土地利用調整活動 | 農用地流動化調整 | 農業機械利用再編 | 営農指導活動 | 活動結果の整理と対策検討 |
|-----|--------|----------|----------|----------|--------|--------------|
| | 延 日 | 延 日 | 延 日 | 延 日 | 延 日 | 延 日 |

3. 経費の配分

(1) 総括表

| 地区名 | 事業主体 | 補助事業に要した経費 (A+B+C+D) | 負担区分 | | | | 備考 |
|-----|------|-------------------------|-------------|------------|---------------|------------|----|
| | | | 県補助金 (A) | 市町費 (B) | 土地改良区費 (C) | その他 (D) | |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | |

(2) 内訳表

| 地区名 | 事業主体 | 費目 | 科目 | | 金額 | 用途内容 | 備考 |
|-----|------|----|----|----|----|------|----|
| | | | 節 | 区分 | | | |
| | | | | | 円 | | |
| 計 | | | | | | | |

- (注) 1 費目、科目欄には、農村振興局長が別に定める事務費の用途基準に準じて記載すること。
- 2 用途内容欄には、当該費目に係る額の用途内容または算出根拠が明らかになるように記載すること。
- 3 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入すること。

4. 事業完了日 年 月 日

5. 収支精算

(1) 収入の部

| 区 分 | 本年度精算額 | 本年度予算額 | 差引増減額 | 備 考 |
|--------------------|--------|--------|-------|-----|
| 県補助金 市町費 その他 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | |

(2) 支出の部

| 区 分 | 本年度精算額 | 本年度予算額 | 差引増減額 | 備 考 |
|-----|--------|--------|-------|-----|
| | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | |

(様式4-2)

1. 事業の目的

2. 事業の実績

| 促進事業名 | 地区名 | 生産基盤整備 事業等の総事業費 A | 助成 割合 a | 促進事業費 総額 B | 農家負担 総額 C |
|-------|-----|-------------------------|---------------|------------------|-----------------|
| | | 円 | | | |
| 計 | | | | | |

| 助成限度額 D | Dのうち 交付済み額 E | Dのうち 未交付額 F = D - E | Fのうち 本年度交付額 G | 補助金額 $H \leq G \times 3/4$ | 備考 |
|------------|--------------------|---------------------------|---------------------|-------------------------------|----|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | | |

(注) 1 Aには、生産基盤整備事業等の総事業費のうち、農家負担のない工種に係る事業費および地方事務費を含まないものとする。

2 aは、別表3で規定する助成割合とする。

3 Bは、 $A \times a$ を上回らない額とする。

4 Dは、BとCのうちいずれか低い方の額とする。

5 BおよびHには、小数点以下の端数は含まないものとする。

3. 経費の配分

| 地区名 | 事業主体 | 補助事業に要した経費 (A+B) | 負担区分 | | 備考 |
|-----|------|---------------------|-------------|------------|----|
| | | | 県補助金 (A) | 市町費 (B) | |
| | | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | |

4. 事業完了日 年 月 日

5. 収支精算

(1) 収入の部

| 区 分 | 本年度精算額 | 本年度予算額 | 差引増減額 | 備 考 |
|---------------|--------|--------|-------|-----|
| 県補助金 市 町 費 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | |

(2) 支出の部

| 区 分 | 本年度精算額 | 本年度予算額 | 差引増減額 | 備 考 |
|-----|--------|--------|-------|-----|
| | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | |

(様式4-3)

1. 事業の目的

2. 事業の実績

| 地区名 | 生産基盤整備事業等の 総事業費 A | 推進事業費総額 B |
|-----|-------------------------|--------------|
| | 円 | 円 |
| 計 | | |

| Bのうち 交付済み額 C | Bのうち 未交付額 D=B-C | Dのうち 本年度交付額 E | 補助金額 F ≤ E × 3 / 4 | 備考 |
|--------------------|-----------------------|---------------------|-----------------------|----|
| 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | |

(注) 1 Aには、生産基盤整備事業等の総事業費のうち、地方事務費を含まないものとする。

2 BおよびFには、小数点以下の端数は含まないものとする。

3 Bは助成限度額のA×0.02を上回らない額とする。

3. 経費の配分

(1) 総括表

| 地区名 | 補助事業に要した経費 (A+B+C) | 負担区分 | | | 備考 |
|-----|-----------------------|-------------|------------|------------|----|
| | | 県補助金 (A) | 市町費 (B) | その他 (C) | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | |

(2) 内訳表

| 地区名 | 事業主体 | 費目 | 科目 | | 金額 | 使途内容 | 備考 |
|-----|------|----|----|----|----|------|----|
| | | | 節 | 区分 | | | |
| | | | | | 円 | | |
| 計 | | | | | | | |

(注) 1 費目、科目欄には、農村振興局長が別に定める事務費の使途基準に準じて記載すること。

2 使途内容欄には、当該費目に係る額の使途内容または算出根拠が明らかになるように記載すること。

3 備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これまで減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入すること。

4. 事業完了日 年 月 日

5. 収支精算

(1) 収入の部

| 区分 | 本年度精算額 | 本年度予算額 | 差引増減額 | 備考 |
|--------------------|--------|--------|-------|----|
| 県補助金 市町費 その他 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | |

(2) 支出の部

| 区分 | 本年度精算額 | 本年度予算額 | 差引増減額 | 備考 |
|----|--------|--------|-------|----|
| | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | |

様式第5号（第7条第3項関係）

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名
発行責任者・担当者
氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった滋賀県農業経営高度化支援事業（調査・調整事業、農業経営高度化促進事業、耕地利用高度化推進事業）（ 地区）の補助金について、滋賀県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------------------------------------|---|---|
| 1. 滋賀県補助金等交付規則第13号の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2. 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税および地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）参考となる資料を添付すること

（注）自治体にあつては担当者の氏名を、その他事業主体については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。

様式第6号（第8条関係）

年度滋賀県農業経営高度化支援事業

調査・調整事業
農業経営高度化促進事業
耕地利用高度化推進事業

補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名
発行責任者・担当者
氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった滋賀県農業経営高度化支援事業（調査・調整事業、農業経営高度化促進事業、耕地利用高度化推進事業）（ 地区）について、滋賀県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

| | | | |
|----|---------------|-----|---|
| 1. | 事業実施の場所および地区名 | | |
| 2. | 補助金交付決定額 | 事業費 | 円 |
| | | 補助金 | 円 |
| 3. | 今回概算払請求額 | | 円 |
| 4. | 前回までの受領額 | | 円 |
| 5. | 差引残額 | | 円 |

(注)自治体にあつては担当者の氏名を、その他事業主体については、発行責任者および担当者の氏名を記載すること。

6. 事業遂行状況

円

| 区分 | 実施計画 | | 出来高 | | 進捗率 B/A | 残高事業費 | 摘要 |
|----|------|------|------|------|------------|-------|----|
| | 事業費A | 県補助金 | 事業費B | 県補助金 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | % | | |
| 計 | | | | | | | |

7. 請求の理由

当該事業の円滑な進捗を図るため